

早田小学校PTA規約

昭和32年 4月18日制定
平成23年 5月14日改正
平成25年 5月18日改正
平成27年 2月27日改正
平成28年 2月26日改正
平成30年12月13日改正
平成31年 2月22日改正
令和2年 4月1日改正
令和3年 4月1日改正
令和5年 4月1日改正

第一章 名称及び事務所

第一条 本会は早田小学校PTAと称し、事務所を早田小学校におく。

第二章 目的

第二条 本会は家庭と学校と社会の密接な協力によって、児童の教育環境を整え、その生活指導を
するとともに会員相互の教養を高め、親睦をはかることを目的とする。

第三章 方針

第三条 本会は前条の目的の達成をめざす団体であり、児童の教育援助ならびに福祉向上のために
活動する。したがって特定の宗教や政党にかたよらないものとする。

第四章 会員

第四条 本会の会員は本校児童の保護者ならびに学校職員を会員とし、会員は総会における議決
権を有する。

第五章 役員・会計監査及び学級委員

第五条 本会の役員及び会計監査は次のとおり会員より選出し、その任期は一年とする。ただし再
選を妨げない。

役員及び会計監査は本部役員会で候補者を選考し、学年委員は、学年ごとに選出する。い
ずれも次の総会で報告をする。

- | | | | |
|---|-------|------|---|
| 1 | 役員会長 | 1名 | 会長は会を代表し、会務の執行、財産の
管理等いっさいの責任を負う。 |
| | 副会長 | 2名以上 | 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある
時はその代理をつとめる。うち1名は、
岐阜市PTA連合会母親委員会に関する
活動にあたる。 |
| | 書記・会計 | 4名 | (保護者3名、教員1名) 書記は諸活動
の企画や日常の会務の処理にあたる。会
計は会計処理にあたる。 |
| 2 | 会計監査 | 2名 | (保護者1名、教員1名) 会計監査はそ
の年度の会計を監査し、その結果を総会
に報告する。 |
| 3 | 学年委員 | 6名 | 学年委員は、学年、家庭教育、美化の各
委員会に分かれて所属し活動する。 |

第六章 顧問及び賛助会員

第六条 本会には顧問をおくことができる。顧問は執行委員会の議を経て、会長がこれを委嘱する。

第七条 地域との連携をはかるために、本会の趣旨に賛同する賛助会員をおくことができる。

第七章 委員会

第八条 執行委員会は役員と、専門委員長、学校長及び教頭、教務主任で構成する。執行委員会の委員は任期終了後も新任者に引き継ぐまではその所轄業務を処理すべきものとする。執行委員会は総会に提出する議案の作成ならびに業務全般の執行にあたる。

執行委員会とは別に、会長は役員会を招集して会務の諮問をすることができる。

第九条 専門委員会は学年委員によって構成し、つぎの部門に分かれて業務の執行にあたる。各委員会は教員若干名が加わる。

ただし地域生活委員会は各自治会から選出された委員により構成する。

美化委員会は第6学年の会員のうち、これまでにPTA本部役員、学年委員を経験していない会員と学年委員により構成する。

学年委員会	児童の教育環境整備に関すること、ならびに各学年相互の連携を図る。
家庭教育委員会	児童ならびに会員の教養・体育振興・保健・給食に関することを行う。
美化委員会	校内清掃・環境浄化(改善)に関することを行う。
地域生活委員会	児童の安全・環境浄化を図り、他団体との連携に努める。

第八章 会議

第十条 総会は本会の最高議決機関で、定期総会を年1回(5月)開催する。

総会は、前年度会計の決算報告の承認、新年度の役員紹介及び年間活動計画ならびに予算その他を議決する。また、総会議長は、会長または会長の指名した者が行う。

第十一条 臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったとき開くことができる。また、会長は総会を招集するいとまがない時は、その議決すべき事項を専決処分することができる。この場合、次の総会で議決された事項を報告する。

2 会長は、前項の規定により専決処分した時は、これを次の総会等において報告し、承認を受けなければならない。

第十二条 執行委員会は必要の都度会長がこれを招集し、各委員会は会長の承認を経て、委員長がこれを招集する。

第十三条 すべての議決は出席者の過半数によって決定する。

第九章 会計

第十四条 本会の会計は、会費、寄付金等支弁する。

第十五条 本会の会費は、原則として、十口500円とする。会費は、毎月口座振替で納入する。

第十六条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。会計の決算は監査を受けて、5月総会に報告し承認を受けるものとする。

第十章 規約改正

第十七条 本会の規約の改正は総会の議決によらなければならない。

附則	本規約は平成23年	5月14日より施行する。
	本規約は平成25年	5月18日より施行する。
	本規約は平成27年	2月27日より施行する。
	本規約は平成28年	2月26日より施行する。
	本規約は平成30年1	2月13日より施行する。
	本規約は平成31年	2月22日より施行する。
	本規約は令和2年	4月1日より施行する。
	本規約は令和3年	4月1日より施行する。
	本規約は令和5年	4月1日より施行する。